

京丹後市まちづくり基本条例 見直しにあたって

1 問題意識

- 変化が激しく、将来を見通すことが難しい時代において、限られた財源や人的資源の中で、地球規模から日常生活までの多岐にわたる課題を解決してくためには、行政と民間の多様な主体が協力・連携していく必要がある。
- 今後、公民連携をより一層推進するなど、市内外の民間事業者や関係人口などの多様な主体との連携を図るうえで、最高規範であるまちづくり基本条例において市内で活動や事業を行っている主体（個人及び事業者）との連携の在り方等を明確に示すべきではないか。

2 現行の「京丹後市まちづくり基本条例」

(用語の定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営む者をいう。
- (2) ～ (3) (略)
- (4) 協働 市民及び市並びに市民相互が目的を共有し、それぞれの役割と責任を担いながら、お互いに補完し協力することをいう。
- (5) 参加 まちづくりに関して、市民が意見を述べ、又は計画、実施及び評価に主体的にかかわることをいう。

第2条第1項第1号において「市民」は上記のとおり定義されており、現行条例においても住民票の有無は要件にならず、事業者も対象に含まれる。

↳住民以外（≡関係人口）や市外事業者も対象として解釈できる。

ただし、市内で活動はしていない関係人口（ゆかりのある人、関心を持つ人等）や、現段階で市内で事業を営んでいない事業者は対象に含まれていない。

3 参考：京丹後市市民総幸福のまちづくり推進条例

(他の地域社会との連携)

第8条 市は、我が国のそれぞれの地域社会が固有の伝統と特色を活かしながら、互いに負担を分かち合うことによって、地域や国の発展に貢献している実態を踏まえ、本市と本市以外の地域が支え合い、助け合い、及び高め合って、相互に地域住民及び地域社会全体の一層の幸福の実現が図られるよう十分に留意するものとする。

他自治体の条例事例（連携に係る項目抜粋）

養父市まちづくり基本条例	登別市まちづくり基本条例	千曲市まちづくり基本条例
<p>(連携と交流)</p> <p>第24条 市は、広域的な課題の解決などのため、近隣自治体や関係機関などと相互協力と連携を進め、地域全体の発展に努めなければなりません。</p> <p>2 市民と市は、まちづくりに関する情報を発信するとともに、積極的に交流を進め、市外の人々などの知恵や力をまちづくりに生かすよう努めなければなりません。</p>	<p>(市外の人々との連携)</p> <p>第11条 私たち市民は、福祉、環境、経済、観光、教育、文化、学術、芸術、スポーツ等の様々な分野に関する取組を通じて、市外の人々と連携・協力するとともに、市外の人々の意見や提言等をまちづくりに活用するよう努めなければならない。</p>	<p>(市外の人々との連携)</p> <p>第41条 わたしたち市民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組を通じて、市外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。</p>
雲南市まちづくり基本条例	上野原市まちづくり基本条例	いわき市以和貴まちづくり基本条例
<p>(交流と連携)</p> <p>第12条 市民は、まちづくりの推進のため、さまざまな活動を通じ、市外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。</p> <p>2 市長は、広域的な課題に取り組むため、近隣自治体および他団体と相互に連携するとともに、地方分権の推進にあたり、国や県へ積極的な政策提言を行わなければなりません。</p>	<p>(市外の人々との交流)</p> <p>第14条 市及び市民は、市外に住む人々との交流及び連携を深め、得た情報、知識及び経験をまちづくりに反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>(広域的な連携)</p> <p>第13条 市民及び市は、広く国内外の多様な主体と連携し、そこで得られた意見や知恵をまちづくりに活用するものとする。</p> <p>2 市は、地域が有する様々な資源を最大限にいかすため、自らの戦略的判断に基づき、国、県、他の市町村、関係機関等と幅広い分野で広域的に連携し、まちづくりを推進するものとする。</p>